

法人名	合同会社 NISHIYAMA
所在地	薩摩川内市国分寺町4012
電話	0996-22-2416
メールアドレス	houdei.nijiiror2416@gmail.com
ホームページ	(インスタグラム) nijiiror2022
開始年月日	令和4年4月1日
併設事業	—



【1】事業所概要

開所日	月～金、第二土	開所時間	平日 学校終了後～18:00
休業日	祝・年末年始		
利用定員	10名	体験利用有無	見学有
送迎有無	有(要相談)	送迎範囲	薩摩川内市(要相談)
昼食の有無	無	昼食実費額	—
専門職配置	保育士・児童指導員 等		

【2】支援方針

学齢期にある心身障がい児に対し、家庭的な雰囲気の中で遊びや文化活動を通しての集団活動や社会適応訓練、基礎的な育成指導等を行います。



【3】活動内容・行事等

【活動内容】

製作、公園遊び、昆虫採集、ミニ遠足
クッキング 等

【行事等】

春：お花見
夏：七夕、夏祭り、消防署見学
秋：ハロウィンパーティ
冬：クリスマス会、もちつき、節分



【4】地図・アクセス



法人名	株式会社ジョイアクト
所在地	薩摩川内市百次町1778-34
電話	0996-29-3595
メールアドレス	joyact2022@gmail.com
ホームページ	http://www.facebook.com/エガオの森-102406142427419
開始年月日	令和4年9月1日
併設事業	—



【1】事業所概要

開所日	月～金	開所時間	平日 学校終了後～18:00 長期休み 7:30～18:00
休業日	土日祝・お盆休み・年末年始		
利用定員	10名	体験利用有無	要相談
送迎有無	有	送迎範囲	要相談
昼食の有無	無	昼食実費額	—
専門職配置	児童指導員・保育士		

【2】支援方針

これから先、どんなことがあっても、「自分は自分であっていいんだ。僕(私)には僕(私)がついてるから大丈夫!」と思えるように。子どもたち一人一人が、自分のことを大好きになれるように、自分を大切にできる力・自己肯定力・自己受容力を養います。自分を大切にすることで、周りの人も大切にできるように、子どもたちの言葉を大事にしながら、読み聞かせや食育を軸に支援を行います。



【3】活動内容・行事等

【平日】
学校にエガオの森からお迎え
手洗い・おやつ
宿題など
活動
帰りの会
保護者お迎え
※下校時間により活動など
異なります。



【土曜・長期休暇】
始まりの会
宿題など
昼食・リラックスタイム
おやつ
活動
帰りの会
保護者お迎え



上記の基本的なプログラムに加え、子どもたちのやりたいことを活動内容に反映させます。また、異世代との交流・郷中教育の考えを大事にしています。

【4】地図・アクセス





相談支援事業所一覧（サービス利用計画作成）

R6.3月現在

	事業所名	住所	電話番号
1	可愛会障害者生活支援センター	宮内町2633	0996-22-0112
2	薩来園相談支援センター	入来町副田5956-9	0669-44-2374
3	指定特定相談支援事業所 なずな	五代町7450	0996-27-6780
4	相談支援事業所 しんよう	樋脇町塔之原4020	0996-37-2861
5	相談支援事業所 若あゆ	樋脇町市比野2474-5	0996-38-0722
6	相談センター サニーサイド	中郷町2515	0996-21-1221
7	相談支援事業所あ おぞら	百次町1092-3	0996-22-5006
8	特定相談支援事業所 トマト	永利町4107-16	0996-24-2385
9	相談支援センター みらい	向田本町9-19	0996-26-1710
10	相談支援事業所 つなぐ	百次町1605-1	090-9726-3369
11	相談支援センター nico	永利町131-3	0996-29-5970
12	相談支援事業所 アシスト	平佐町2968-7-1F	080-9564-9033
13	相談支援事業所 あさひ	勝目町5863-13 ロイヤルパレス101号室	080-5624-0142
14	相談支援事業所 はぴはぴ	尾白江町3760-1	080-4133-5960



「児童発達支援センター」ってどんなところ？

1 概要

児童発達支援センターとは、中核的な療育支援施設として、障害児とその家族のための相談や療育など、総合的な支援をしています。（療育という言葉に馴染みがない方もいると思います。療育は、障害がある子が大人になった時、社会で自立して生きていけるように、それぞれのニーズに応じた支援を行って発達を促す取り組みです。）

児童発達支援センターでは、18歳未満を対象にした療育を行っています。障害児や発達に課題がある子が、「遊ぶ」「食べる」「着替える」などの活動を基盤に、見通しをもって生活する力を育てます。日常生活における基本動作や主体性、社会性を身に付けていくと共に、ご家族が子どもの育ちに気づき、子育ての悩みに共有しながら安心して子育てができるように保育士を中心としたチームで支援をします。



2 対象者

身体障害、知的障害、精神障害、または発達障害のある児童が対象です。

3 サービスの内容

- 障害児とその家族の様々な相談への支援を行います。既に児童発達支援センターを利用している子に対してもそれ以外の子に対しても、広く発達に関する相談や障害児支援についての相談を受けています。
- 通所による日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など(児童発達支援)を行います。
- 保育所など児童が集団生活を営む施設等に通う障害児につき、その施設を訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

4 利用費用

児童発達支援センターに相談するだけであれば、特に費用はかかりませんが、通所による児童発達支援という療育を受ける場合は、給食材料費、車両維持費、その他必要に応じて費用を徴収しています。

薩摩川内市子ども発達支援センター つくし園

T E L 0996 (20) 1288 F A X 0996 (20) 2215

住 所 〒895-0005 鹿児島県薩摩川内市永利町4 1 0 7 - 1 6

メール tsukushi_key@po5.synapse.ne.jp

障害児等療育支援事業について

鹿児島県の委託を受け、困り感のある子どもさんや発達に不安を抱える子どもさん及びその家族が地域での生活を支えるため、相談や療育などを通じた支援を行っています。また、子どもさんを支えている関係者（幼稚園・保育園・認定こども園、学校、福祉など）の方にご協力いただきながら、子どもさんやその家族の地域での生活を支援しています。

○訪問による相談など（本人やそのご家族へ行う支援）

相談の内容に応じて専門スタッフとコーディネーターと一緒に地域やご家庭に出向き、相談や療育の支援などを行います。また、希望に応じて今後の関わりなどについて話す場を設けることで、より安心して生活ができるような取り組みも行っています。



○外来による相談（本人やそのご家族へ行う支援）

つくし園に来所していただき、相談等の支援を行います。

○施設などへの支援（職員へ行う支援。また各種学習会や講演会への派遣も含む）

子どもさんを支えている関係者の方（幼稚園・保育園・こども園、学校、福祉サービス事業所など）の相談内容に応じて専門スタッフとコーディネーターと一緒に出向き、対応方法などの助言や相談を行います。職員向けや親の会などへの学習会や講演会なども行っています。

○相談利用料：無料

○対象地域：薩摩川内市

○専門スタッフ：発達相談員 作業療法士 理学療法士 言語聴覚士 臨床心理士 保育士など



○お問い合わせ先

子ども発達支援センターつくし園 TEL 20-1288

つくし園の職員がコーディネーターを担当します。

○ご連絡をいただきますと、まずはコーディネーターがお話をお伺い、利用についてのご説明などをさせていただきます。



まずはお気軽にご相談ください

巡回支援専門員整備事業

保育園、幼稚園等の現場の先生から、「気になる子どもが増えている、そのような子どもにどのように関わればよいか困っている」という声を聞くようになりました。

保育所等訪問支援事業所や療育（児童発達支援事業所）の事業所も増え、利用している子どもも増えてきています。

そのため、地域において「気になる子ども」の発達支援をする力を引き出すことを目的に、巡回支援専門員事業を行っています。

●事業内容

薩摩川内市内の保育園・幼稚園、認定こども園等へつくし園の職員が訪問させていただきます。「気になる子ども」の現状等を事前に教えていただき、対応方法等を支援していきます。

●事業の流れ

①つくし園から保育園、幼稚園、認定こども園等へ直接電話で連絡し、訪問日の日程調整を行う。

②事前に対象児のアセスメントシート等の提出していただく。

③つくし園が保育園、幼稚園、認定こども園等を訪問し、現状把握や対応等の検討を行う。

【問い合わせ先】

薩摩川内市子ども発達支援センターつくし園
電話：0996－20－1288

鹿児島県こども総合療育センター

こどもの発達支援は、早期および継続的な支援を受けることが必要なため、まずは、身近な地域の支援機関（薩摩川内市、保育所・幼稚園・認定こども園、小・中学校、療育支援事業所等）への相談をおすすめしています。

地域の支援機関は、日々の支援をしていただきながら、専門的な診療・療育・支援が必要と思われる場合は、保護者と相談の上、当センターへの紹介をご検討ください。当センターは、ご紹介いただいた、こども（基本15歳まで）の心身の発達に関する保護者や地域からの相談に応じるほか、医師が診療を行う診療所機能、専門職種が訓練を行う療育機能、関係機関と連携して地域療育の支援を行う機能などを持った公的医療機関です。



【住所】〒891-0175 鹿児島市桜ヶ丘6丁目12番

【電話】代表 (099) 265-0005 相談・予約専用 (099) 265-2400

【保護者の方へ】

こどもさんのことでお困りなことがありましたらまずは、地域の支援機関にご相談ください。

地域の支援機関と十分ご相談の上、当センターの受診を希望される場合は、地域の支援機関の作成した紹介票にご署名ください。

なお、当センターは医療機関（病院）です。診断がつく場合は診断をお伝えします。事前にご了承ください。

【地域の支援機関の方へ】

ご支援いただいている保護者等から当センターの受診の希望がありましたら紹介票を紹介元が作成してください。作成後に保護者等と情報を共有し、保護者等に同意の署名をいただいた上で当センターへ送付してください。様式は県ホームページからダウンロードしてください。

初診まで数か月お待ちいただいております。引き続きのご支援をお願いいたします。

★発達障害者支援センター★

こども総合療育センターは、発達障害者支援法に基づき、発達障害児（者）に対してライフステージに応じた支援を行う発達障害者支援センターを併設しています。

- 電話相談：(099) 264-3720
- 来所相談：電話での事前予約が必要です。



児童相談所はどんなところですか？

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置され、子どもの健やかな成長を願って、相談者の方と一緒に考え、問題を解決していく専門の相談機関です。

18歳未満の子どものことの相談であれば、本人、家族、学校の先生、地域の方々など、どなたからでもお受けします。

●相談の方法

- ・電話相談
- ・来所相談（事前に予約してください）
- ・巡回相談（事前に市・町への予約が必要です）

●相談の費用

相談はすべて無料です。

●相談の時間

午前8時30分～午後5時15分

（土・日曜日・祝日・年末年始はお休みです。）

◎虐待等、緊急的な通報には、24時間365日体制で対応します。

鹿児島県北部児童相談所

〒895-1811

薩摩郡さつま町虎居704-2
（北薩地域振興局 さつま庁舎内）

 **0996-21-3150**

 **0996-21-3155**

 hokubujiso@pref.kagoshima.lg.jp

児童相談所虐待対応ダイヤル

いち はや く 24時間・365日対応
 **1 8 9**

相談専用電話

「子ども・家庭110番」

（平日 午前9時～午後10時）

 **099-275-4152**

つなごう よいこに

* 鹿児島県中央児童相談所に設置されています。

どんな相談ができるのでしょうか？

養護相談

保護者の病気、死亡、家出、離婚などの事情で、子どもが家庭で生活できなくなったとき

子どもへの虐待に関する問題で悩んでいるとき

育成相談

落ち着きがない、友達と遊べない、いじめられる、不登校、しつけ、嘘をつく、家庭内暴力があるなどで心配なとき

非行相談

窃盗、万引き、家出、性的ないたずらなど、反社会的な行動があるとき

心身障害相談

療育手帳の交付を受けたいとき
知的障害児施設を利用したいとき

里親に関する相談

家庭での養育ができない子どもを一時的、又は継続して家庭にあずかり育てたいとき

北薩児童家庭支援センター

法人名	社会福祉法人 藤照会
所在地	薩摩川内市百次町649番地1
電話	0996-24-0081
メールアドレス	hokusatsu-jikasen@synapse.ne.jp
ホームページ	—
開始年月日	令和2年10月
併設事業	児童養護施設 川内精舎



【1】事業所概要

開所日	月～金（祝日も開所しています）	開所時間	10:00～16:30（受付時間）
休業日	土日・年末年始		
利用定員		体験利用有無	
送迎有無		送迎範囲	
昼食の有無		昼食実費額	
専門職配置	社会福祉士・児童福祉司・公認心理師・臨床心理士		

【2】支援方針

児童福祉法第44条の2に基づく児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに対応する。また、児童相談所や市町村、福祉施設等の関係機関との連携調整などを行う。



【3】活動内容・行事等

- 児童本人、家庭やその他（地域や支援者等）からの児童に関する相談への対応
- 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助の実施
- 要保護児童や、施設を退所後間もない児童などで継続的な指導援助が必要な児童及び家庭について、児童相談所からの受託指導
- 里親及びファミリーホームからの相談に応じる等の必要な支援の実施
- 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うための、関係機関との連絡調整等

※児童養護施設 川内精舎が主体となり、第3土曜日 永利コミュニティセンターにて、子ども食堂開催中（親子ともに無料）

【4】地図・アクセス



鹿児島県 川薩保健所

保 健 所 名	鹿児島県川薩保健所
所 在 地	薩摩川内市隈之城町 2 2 8 番地 1
電 話	健康企画課健康増進係 0 9 9 6 - 2 3 - 3 1 6 5
電 話	地域保健福祉課地域支援係 0 9 9 6 - 2 3 - 3 1 6 6
F A X	0 9 9 6 - 2 0 - 2 1 2 7
メールアドレス	(健康増進係) kita-kenkou-kenzou@pref.kagoshima.lg.jp
メールアドレス	(地域支援係) kita-chiiki-shien@pref.kagoshima.lg.jp

【1】事業所概要

開 所 日 開 所 時 間	平日 8 : 30 ~ 17 : 15	休 業 日	土日祝・12/29 ~ 1/3
------------------	---------------------	-------	-----------------

【2-1】事業内容（健康増進係）

- 小児慢性特定疾病医療費助成制度に係る申請受付
18 歳未満で小児慢性特定疾病と診断された方の申請により、医療費の一部を助成する制度です。
認定期間は、原則として 1 年以内ですが、更新申請をすると引き続き助成を受けることができます。
また、18 歳までに認定を受けられた方は、20 歳未満 (20 歳の誕生日の前日) まで延長して助成を受けることができます。
- 小児慢性特定疾病児童等への相談支援
慢性的な疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等及びその家族からの相談に応じ、個別相談や交流会を行っています。
 - ・慢性疾病児を育てた経験のある親によるピアカウンセリング
 - ・患児同士、又、その家族同士が自由に語り合える交流会

【2-2】事業内容（地域支援係）

- 鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）の利用申請受付
公共施設や店舗など様々な施設に設置されている身障者用駐車場を適正に御利用いただくため、障害のある方や妊産婦の方等歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の「身障者用駐車場利用証」を交付することで、本当に必要な人のための駐車スペースを確保する制度の利用に係る申請受付を行っています。

